

容器包装廃棄物の分別収集計画

(第6期)

平成22年6月作成

津山市

目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 計画の基本的方向	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計 画 策 定 の 意 義

津山市第4次総合計画（平成18年度～27年度）において津山市のまちづくりの基本理念として①活力と安心のまちづくり②自立・自助のまちづくり③共創・協働のまちづくりを目標に掲げ取り組んでいる。本計画中で「美しい自然と快適空間の形成」という重点目標を立てて事業を進めている。

この目標に向かっていくためには、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルの見直しと環境に配慮した事業活動を促進し、ごみの減量化と資源の有効活用に努め、将来に向けて循環型社会を構築していく必要がある。

本市においては、焼却施設の老朽化に加えて、新ごみ処理場の稼働まであと数年かかる状況を考慮して、あらゆるごみの減量化、資源化対策を講じていかななくてはならない。

本計画（旧津山市・旧加茂町・旧阿波村の区域の計画）はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の重量比で4分の1を占める容器包装廃棄物の回収を住民、事業者、行政が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画を円滑に推進することにより、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、可燃ごみ焼却施設の延命化が図られるものである。

2. 計 画 の 基 本 的 方 向

本計画を実施するに当たり、次のとおり基本的方向を示す。

- ①地域特性を活かした、資源循環型社会づくりを進める。
- ②ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは可能な限り再利用、資源化し、最終処分量を限りなくゼロに近づけるよう、住民、事業者、市が一体となり、ごみの少ない社会づくりを進める。

3. 計 画 の 期 間

本計画の期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 計 画 の 対 象 品 目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミニウム缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他のガラスびん、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

単位：t

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	6,611	6,583	6,556	6,528	6,501

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため住民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し相互に協力、連携を図りながら次の各種事業を進めていく。

(1) リターナブルびん回収の啓発

リターナブルびんの回収ルートを守るため、住民による販売店への返却を支援していくと同時に、これに関する啓発を行う。

(2) 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発

容器包装リサイクル法の趣旨の周知と排出抑制及び再資源化、リサイクル促進のための啓発活動を進めていく。

①「津山市ごみ減量新行動計画」策定

計画期間：平成19～23年度

市民・市民団体・事業者・行政が協働して、ごみ減量・リサイクルに取り組むべく平成19年3月に策定。

②広報紙等への記事掲載及び各種印刷物の作成・配布

毎月発行している「広報つやま」に、ごみの減量化、資源化の呼びかけ、講演会、イベント等に関する事項の情報提供を行っていく。

年3回発行する「ごみゼロ新聞」を通じて、広報紙と同様にごみの減量化・資源の有効活用等の広報啓発を行っていく。

また、随時チラシを広報紙・新聞等に折り込みするとともに、ホームページの充実、新聞、テレビ、ラジオの活用も図っていく。

③市内処理施設見学会の開催

ごみ問題等啓発活動の一環として、市内廃棄物処理施設見学会を行っており、今後もしもごみ問題についての知識を深めてもらうため、見学会の機会を増やしていく。

- ・市内の小学校社会科見学
- ・各町内会の見学会

- ・親子の施設見学会
- ・消費者団体による市内外への施設見学会

④学習会の開催

市からの出前「ごみ講座」による、ごみの勉強会を行っていく。

- ・生ごみリサイクル教室
- ・その他要請のある所には、随時講師の派遣を行っていく。

(3) 環境教育

①小学校副読本の作成

環境教育の一環として、小学校副読本を作成し、小学生にごみ問題を認識させ大人への波及効果を期待する。

②教育用ビデオ

リサイクル、環境問題のビデオライブラリーの一覧表を学校に配り、ビデオの貸し出しをしていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本市における最終処分場の残余年数、資源化センターでの資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度合い、市の施設、収集体制、収集機材等を勘案して収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装		缶
主としてアルミニウム製の容器包装		
主として	無色のガラス製容器	びん（無色）
	茶色のガラス製容器	びん（茶色）
	その他のガラス製容器	びん（その他）
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイを含まない）		プラスチック容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主として銅製の容器包装	221		220		219		219		218	
主としてアルミニウム製の容器包装	140		139		139		138		138	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	359		358		356		355		353	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	359	0	358	0	356	0	355	0	353
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	322		320		319		318		316	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	322	0	320	0	319	0	318	0	316
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	95		95		94		94		94	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	95	0	95	0	95	0	94	0	94	0
主として段ボール製の容器包装	20		20		20		20		20	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	249		248		247		246		245	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	249	0	248	0	247	0	246	0	245	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイは含まない)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1191		1186		1181		1176		1171	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	1037	154	1032	153	1028	153	1024	152	1020	151

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
93,445人 (対前年度比) －0.42%	93,051人 (対前年度比) －0.42%	92,657人 (対前年度比) －0.42%	92,263人 (対前年度比) －0.42%	91,869人 (対前年度比) －0.42%

人口(予測)と人口変動率は、津山市第4次総合計画の数値を用いたもの。

なお、人口(予測)は旧勝北町、旧久米町分を除く。

10.分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は缶、ガラスびんについては現行の4種分別収集体制を活用して行う。ペットボトルについては、平成14年度から全市内での分別収集を実施しているとともに、スーパーでの店頭回収を継続する。段ボールについては現在、市の施設で直接持ち込みを受け入れているが、加茂地域においては持ち込みという手法でなく、業者による地点回収を実施する。

なお、缶・びん・段ボールについては、他の古紙類や古着、金属類も含めて、市内3箇所「青空リサイクルプラザ」（スーパーの駐車場での出前資源回収）という手法でも収集を行っており、今後も継続する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	缶	直営・委託による地点回収 スーパー等での拠点回収（直営）	市 民間業者
	スチール			
びん	無色ガラス	びん（無色）		
	茶ガラス	びん（茶色）		
	その他のガラス	びん（その他）		
紙	段ボール	段ボール	市の施設への直接持ち込みと青空リサイクルプラザによる回収 加茂・阿波は地点回収	市 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	スーパー店頭回収、直営による地点回収	市
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック容器包装	委託による地点回収	市

※ 市が関与しないで回収されるものに、紙パック・紙製容器包装・白色トレイがある。
紙パック・白色トレイはスーパーによる自主的に店頭回収され、紙製容器包装はボール紙として集団回収の対象になっているので、それぞれを最大限活用するよう広報を行う。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール、アルミ）・びん（無色、茶色、その他）・ペットボトル・その他プラについては現行の資源化センターで選別、圧縮、保管を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
アルミ	缶 類	プラスチック コンテナ ポリ袋	2、4 t パッカー車	資源化センター （選別・圧縮・ 保管）
スチール				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他のガラス	びん（その他）			
段ボール	段ボール	ひも	2、4 t ダンプ車	民間業者
PETボトル	ペットボトル	ネット・ポリ袋	2 t ダンプ車 4 t パッカー車	資源化センター
その他プラスチック製容器包装	プラスチック 容器包装	指定袋	4 t パッカー車	資源化センター 内圧縮梱包作業棟

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

本市では、ごみの減量化の促進と分別収集を円滑かつ効率的に進めるため以下の制度を設けており、今後これら諸制度の充実を図っていく。

（1）市民や事業者の意見、要望を反映させリサイクルを推進する体制

①津山市廃棄物減量等推進審議会

住民、事業者、学識経験者等からなる“津山市廃棄物減量等推進審議会”において、容器包装廃棄物を含めてごみの適正処理、減量化あるいは、資源化等について審議を進めており、これを継続していく。

・審議会の組織（委員19人、任期2年）

②ごみゼロ推進懇談会

事業者（スーパー関係者）・消費者団体代表・行政で組織され、主な事業として、平成15年10月から、市内スーパー共通のマイバッグポイント制度「つやまエコシステム」を実施している。レジ袋削減から始めるごみ減量意識を高める啓発活動を今後も続けていく。

③リサイクル推進委員

地域での分別収集を円滑により効果的に行うため、リサイクル推進委員制度を設けており、リサイクル推進委員への働きかけを引き続き行う。

- ・リサイクル推進委員：各町内会から推薦された原則1人。
- ・発足：平成6年3月1日
- ・任期：2年
- ・主な任務

町内におけるごみの減量化、資源化及び適正処理等の普及及び啓発活動

住民に対するごみの収集、処分に関する意見又は助言及び市民からの要望等の伝達

町内における再生品の利用促進の普及活動

(2) 地域における資源回収の支援

自主的に資源回収活動を実施する団体及び資源回収業者に対し、報奨金制度により資源回収の支援を行っているが、再生資源業者の名簿一覧、資源回収の取り組み方法等のマニュアルなどを作成し、事業の拡大推進を図っていく。